

## 高知市と花王グループカスタマーマーケティング株式会社との 包括連携に関する協定書

高知市（以下「甲」という。）と花王グループカスタマーマーケティング株式会社（以下「乙」という。）とは、以下のとおり、包括連携協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携協力し、地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1） 衛生と感染予防に関すること。
- （2） 健康づくりに関すること。
- （3） 多様性を活かした社会の実現に関すること。
- （4） 環境対策に関すること。
- （5） その他、地域社会の活性化及び市民サービスの向上に関すること。

2 甲及び乙は、連携事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的又は必要の都度協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、別途取り決めることとする。

### （協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の書面による申出がなければ、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

### （協定の解除）

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

### （協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本協定の検討及び実施を通じて知りえた相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者（乙の親会社及びその関係会社を除く）に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和4年8月8日

甲 高知県高知市本町五丁目1番45号  
高知市長

乙 東京都中央区日本橋小網町8番3号  
花王グループカスタマーマーケティング株式会社  
常務執行役員  
社会コミュニケーション部門統括